

文化関連予算の概算要求 および 税制改正要望の状況等について



◆ 文化財を確実に次世代へ継承するため、緊急調査を踏まえた防災対策を推進するとともに、適切な周期による修理・整備、文化財を支える技の伝承基盤強化、日本遺産など観光資源としての魅力向上に資する取組を実施

- 災害等から文化財を護るための防災対策促進プラン
81億円（59億円増）
- 適切な修理周期等による文化財の継承の推進
251億円（33億円増）



「消火設備（放水銃）の設置」



「重要文化財（建造物）
門司港駅（旧門司駅）」

◆ 文化芸術立国の実現に向けて、文化プログラムを通じた2020年東京大会以降のレガシー創出に取り組むとともに、文化芸術創造活動への効果的な支援、新たな時代に対応した文化芸術人材の育成を推進

- 文化芸術創造活動への効果的な支援
73億円（12億円増）
- 文化芸術による創造性豊かな子供の育成
73億円（8億円増）



「子供たちの狂言体験」



東京バレエ団
ブルメイステル版『白鳥の湖』第2幕より
photo: Kiyonori Hasegawa

◆ 魅力ある文化資源コンテンツの創出・展開や、文化資源の活用による観光インバウンドのための拠点形成など、文化資源の“磨き上げ”による好循環の創出

- 魅力ある文化資源コンテンツの創出・展開
14億円（5億円増）
- 文化資源を活用した観光インバウンドのための環境整備

【国際観光旅客税財源事業】



「上野の森バレエホリデイにおける取組」

文化財を次世代へ確実に継承するために、修理・整備や緊急状況調査を踏まえた防災対策、修理技術者の育成等を支援するとともに、世界文化遺産・日本遺産をはじめ地域の文化財の総合的活用など文化財を活用した地域活性化の取組を支援する。

1. 文化財防衛のための基盤の整備

33,756百万円(24,455百万円)

○災害等から文化財を守るための防災対策促進プラン 8,058百万円(2,143百万円)

ノートルダム大聖堂での火災を契機とした緊急状況調査を踏まえ、自動火災報知機等の防火設備の設置や、設計図や写真等のデジタル保存等を行うなどの防火対策を行うとともに、文化財を守るための防犯、耐震対策等に対して補助を行う。

○適切な修理周期等による文化財の継承の推進 25,085百万円(21,760百万円)

適切な周期による文化財の修理・整備等に対して補助を行うとともに、文化財の散逸等防止のため、文化財の買上げ等を行う。

○文化財を支える伝統の技伝承基盤強化プラン 613百万円(552百万円)

文化財の保存技術や用具・原材料を次世代に継承するため、現在の状況の実態把握、技の継承や原材料確保等への支援、国内外への情報発信等を進める。 等



≪消火設備(放水銃)の設置≫



≪重要文化財(建造物)
門司港駅(旧門司駅)≫
令和元年度に修理完了予定

2. 文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等

7,630百万円(6,690百万円)

○無形文化財の伝承・公開等 1,462百万円(1,398百万円)

重要無形文化財及び選定保存技術の保持者、保持団体等が行う伝承者養成、原材料・用具の確保等や、重要無形民俗文化財の保護団体等が行う伝承者養成や用具の修理に対して補助等を行う。

○地域文化財の総合的な活用の推進 2,419百万円(2,370百万円)

地域の文化財の総合的な活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」等の策定支援のほか、「日本遺産」の認定地域等において、解説ガイドの育成等へ支援を行うとともに、伝統行事・伝統芸能の後継者養成、古典に親しむ活動等、地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組を支援する。



≪選定保存技術「装潢修理技術」≫
絵画の修復

等

1. 文化芸術創造活動への効果的な支援

7,274百万円(6,092百万円)

○舞台芸術創造活動活性化事業

4,021百万円(3,287百万円)

芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動を推進し、各芸術団体の芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。

○日本映画の創造・振興プラン

1,337百万円(1,164百万円)

日本映画の振興のため、優れた劇映画やアニメーション映画等の製作支援や撮影環境の充実等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、映画に関わる人材育成を行う。

○メディア芸術の創造・発信プラン

1,209百万円(1,005百万円)

アニメーションやマンガ等のメディア芸術の創造及び発信を促進するため、メディア芸術祭の開催、若手クリエイターの人材育成への支援、世界的なフェスティバルとの連携による海外発信を行い、メディア芸術作品のアーカイブ化を推進し所蔵情報等の整備を実施することで、我が国メディア芸術の国際的評価の維持・向上を進める。

等

2. 新たな時代に対応した文化芸術人材の育成及び 子供たちの文化芸術体験の推進

8,946百万円(8,175百万円)

○新進芸術家等の人材育成

1,601百万円(1,597百万円)

才能豊かな新進芸術家等に、海外の大学や統括団体等における実践的な研修の機会を提供すること等により、次代を担い、世界に通用する芸術家等を育成する。

○文化芸術による創造性豊かな子供の育成

7,345百万円(6,578百万円)

学校・地域において文化芸術により、子供たちの豊かな感性・情操や創造力等を育むため、質の高い文化芸術や地域の伝統文化など多様な文化芸術に触れる環境の充実や、子供たちが身近な地域で文化芸術活動に親しむための環境整備を図る。

- ・文化芸術による子供育成総合事業
- ・伝統文化親子教室事業
- ・地域文化倶楽部(仮称)の創設に向けた実践研究【新規】



《子供たちの狂言体験》

3. 我が国の文化芸術の創造力向上と新たな価値の創出

7,672百万円(6,883百万円)

○日本文化の発信・交流の推進

2,752百万円(2,261百万円)

舞台芸術など我が国の優れた文化芸術の国際的発信を戦略的に行い、各分野における国際文化交流を推進するなど、我が国の芸術水準と日本ブランドの価値の向上を図る。

等

文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力あるものにすべく“磨き上げ”る取組を支援し、先端技術を駆使した効果的な発信を行い、観光振興・地域経済の活性化の好循環を創出する。

1. 魅力ある文化資源コンテンツの創出・展開 1,403百万円(919百万円)

○戦略的文化芸術創造推進事業 906百万円(606百万円)

我が国の芸術文化各分野の総力を結集して、グローバルなネットワークを構築・強化しつつ、世界のトップと評価される新たな文化芸術の創造と発信を図るなど戦略的な文化芸術施策を展開する。

等



(上野の森パレエホリデーにおける取組)

2. 文化資源を活用した観光インバウンドのための拠点形成と国際的発信 6,524百万円(6,188百万円)

○文化芸術創造拠点形成事業 1,351百万円(1,051百万円)

地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組や地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組を支援する。

○産業と文化の連携による市場創出 255百万円(223百万円)

産業界と文化関係者の戦略的な枠組みを構築し、文化振興を通じた新たな市場形成に貢献する。また、我が国のアート市場の活性化と我が国アートの国際発信を強化する。

等



(人形劇で世界とつながる「小さな世界都市飯田」創造発信事業(長野県飯田市))

3. 文化資源を活用した観光インバウンドのための環境整備(元年度:100億円)

○「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充

【国際観光旅客税財源事業】

○Living History(生きた歴史体感プログラム)事業

○日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信

○文化財多言語解説整備事業

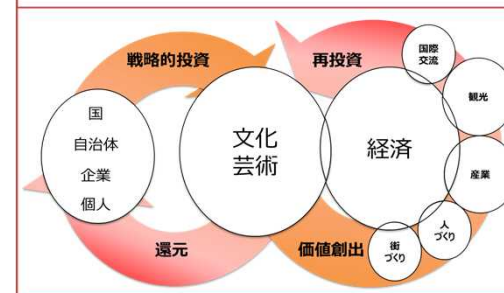
※国際観光旅客税を財源とする経費に係る要求については、「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」(平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定。平成30年12月21日一部変更。)に基づいて対応する。(令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(令和元年7月31日閣議了解))

- 観光庁に一括計上した上で、関係省庁に移し替えて執行 -



(第3代将軍徳川家光による後水尾天皇への饗応を再現)

文化芸術を起点とした価値連鎖(バリューチェーン)



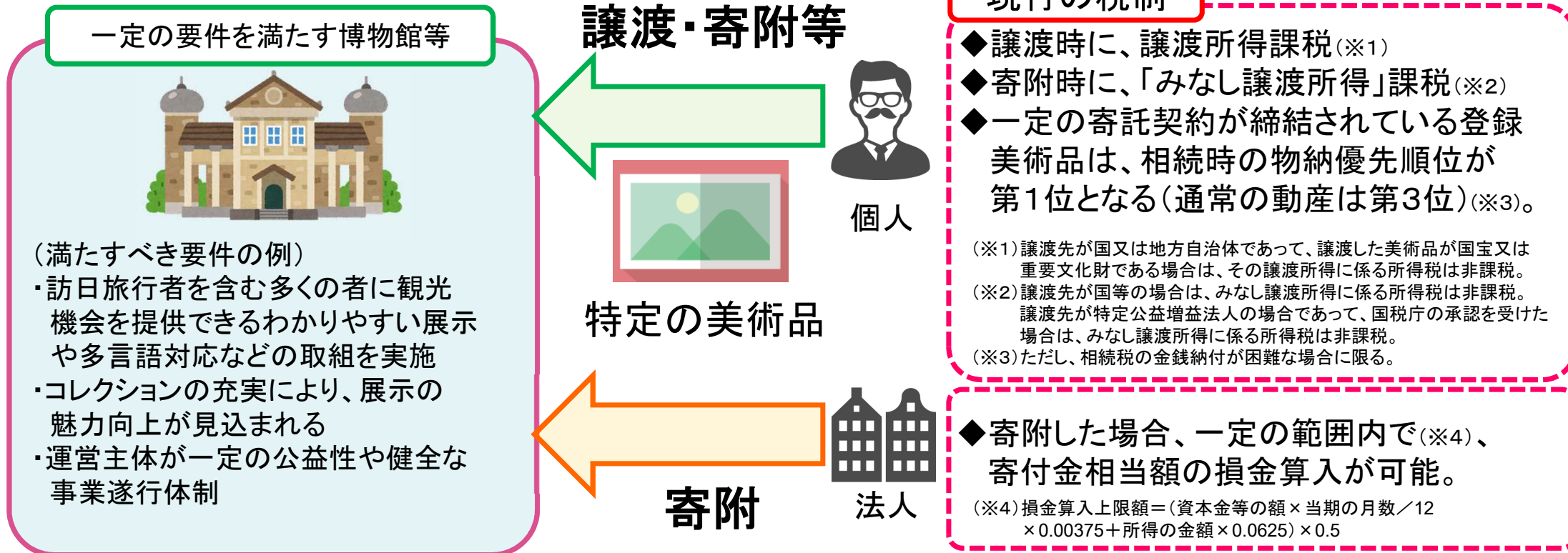
一定の要件を満たす博物館等に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設 [所得税等]

要望内容

博物館等と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進するためには、博物館等のコレクションの充実による一層の魅力向上が必要であることから、個人や法人が所有する文化的価値のある美術品等を博物館等に譲渡・寄附しやすくなる環境を整備する。

具体的には、一定の要件を満たす博物館等に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置を創設する。

スキーム図



譲渡所得が非課税となる美術品・譲渡先博物館の範囲拡大、寄附手続きの簡素化等の優遇措置を創設し、コレクション形成の支援を通じて、博物館等の一層の魅力向上

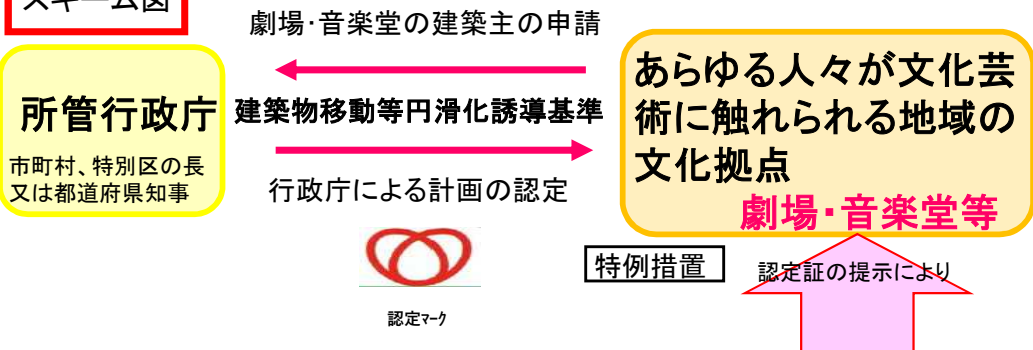
障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長

[固定資産税・都市計画税]

要望内容

公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準※に適合するバリアフリー改修を行う場合において、固定資産税・都市計画税額を3分の1減額する特例措置については、令和元年度末までの時限措置となっているところ、延長する。これにより、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができる環境の醸成を牽引し、共生社会の実現に資する。

スキーム図



※このスキームにおける「劇場・音楽堂等」とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」第5条第3号「劇場、観覧場又は演芸場」又は同条第4号「集会場又は公会堂」であり、かつ、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第2条第1項(定義)に該当するものをいう。

※税額控除の上限額は工事費の5/100

建築物移動等円滑化誘導基準※とは

建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅
- ・車いす使用者用のトイレが必要階にある など

建築物特定施設:

出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内通路、駐車場 など



車いす用の広い鑑賞スペース・通路



段差のない広い廊下

ミュージア川崎シンフォニーホール 提供

背景・現状

【文化芸術基本法】

国民が障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動ができる環境の整備が図られなければならない。(第2条第3項関係)

【劇場、音楽堂等の活性化に関する法律】(第10条第2号関係)

国は、(中略)劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業(中略)への支援を行うこと。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

・障害者等の文化芸術活動の推進

【未来投資戦略2018】

・劇場・音楽堂等において、自己収入の増加を促しつつ、機能強化・鑑賞環境の充実

目標・効果

【効果】固定資産税等の軽減により、障害者に対応した劇場・音楽堂等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動ができる環境が醸成される。

また、この措置を構ることにより、地域の劇場・音楽堂等が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障害者に優しい地域の文化拠点へと再生し、ひいては、共生社会の実現へとつながる。

【目標例】劇場等での鑑賞経験をした障害のある方の割合

【減収見込み額】 ▲4百万円程度

